

○北杜市障がい者スポーツ指導員養成助成金交付要綱

令和4年3月30日

告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、障がい者スポーツを指導する人材の育成及び確保を目的として、障がい者スポーツ指導員の養成に要する経費に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、障がい者スポーツ指導員として活動する者であって、本市が備える住民基本台帳に記録されているものとする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、山梨県障がい者スポーツ指導員養成講習会（以下「講習会」という。）で使用するテキストの購入費（自己負担額に限る。）とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の10分の10以内の額として、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

2 助成金の交付については、同一助成対象者1人につき1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、北杜市障がい者スポーツ指導員養成助成金交付申請書（様式第1号）に、テキストの購入に係る領収書を添えて、当該領収書の領収日から1年以内に、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに関係書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、北杜市障がい者スポーツ指導員養成助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものと

するとともに、助成金を交付するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

(助成金の返還)

第7条 申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたときは、助成金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に助成金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された助成金については、この告示は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

北杜市障がい者スポーツ指導員養成助成金交付申請書

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、北杜市障がい者スポーツ指導員養成助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて助成金を申請します。

- 1 助成金交付申請額 円
- 2 支払先

金融機関名・支店名等	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

- 3 添付書類
山梨県障がい者スポーツ指導員養成講習会で使用するテキストの購入に係る領収書
- 4 注意事項
 - (1) 口座名義人は、申請者と同一人としてください。
 - (2) ゆうちょ銀行への振込は、振込専用の店名、預金種目、口座番号が必要となります。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市障がい者スポーツ指導員養成助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市障がい者スポーツ指導員養成助成金について、次のとおり決定したので、北杜市障がい者スポーツ指導員養成助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 交付の条件